

第4章 計画の推進体制について

第1節 県の推進体制

第2節 関係機関・団体の役割・連携及び支援

第1節 県の推進体制

- 計画の推進に当たっては、子ども生活福祉部高齢者福祉介護課を中心に関係各課との連携を十分に図る必要があります。
- また、市町村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と一体的に取り組むべきものであることから市町村と十分に連携を図る必要があります。
- 毎年度、県全体の計画の進捗状況等の点検及び評価を実施し、「沖縄県高齢者福祉対策推進協議会」に報告し、公表します。

1 県における行政内部での推進・連携体制

- ・ 県は、「沖縄の高齢社会像」の確立に向けて、本計画が設定する目標達成に向け、国、市町村及び関係団体との協働により各般の施策を展開します。
- ・ 本計画で取り組むこととしている高齢者に対する保健・医療・福祉施策を効果的・効率的に実施するため、それぞれの施策を担当する部署及び福祉事務所との連携を強化し、高齢者施策を総合的に推進します。

2 市町村との連携・支援

- ・ 市町村は、介護保険の保険者として、また、高齢者保健福祉サービス実施主体として、住民の多様なニーズに的確に対応し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように住民と一体となった支援体制の整備に努めることになっています。
- ・ 本計画の介護保険給付サービスの計画量は、原則として市町村の老人福祉計画・介護保険事業計画の数値を積み上げて設定しているため、計画の推進に当たっては、市町村に対して積極的な取組を促進すると共に、県は市町村の取組を支援します。
- ・ 市町村において、地域包括ケアシステムの実現に向け、介護保険制度の適正かつ安定的な事業運営が図られるよう、技術的助言や意見交換等を実施していきます。

3 計画の進行管理

- ・ 毎年度、市町村、圏域ごとの目標達成状況等の取りまとめを行い、県全体の計画の進捗状況等の点検及び評価を実施します。
- ・ その結果を、「沖縄県高齢者福祉対策推進協議会」に報告し、公表します。
- ・ また、計画の進捗状況等を踏まえて、次期沖縄県高齢者保健福祉計画に反映させるよう取り組みます。

第2節 関係機関・団体の役割・連携及び支援

- 計画の推進に当たっては、行政施策だけで実現されるものではなく、県民をはじめ、民間、行政がそれぞれの役割を分担しながらお互いに補完協力していく必要があります。
- 高齢者の多様なニーズに対応し、適切なサービスと支援を提供するために、保健・医療・福祉の連携がより一層重要となっています。
- 高齢者の生活を支える保健福祉サービスがより充実するためには、地域における民間団体の活動が重要となっています。

1 保健・医療・福祉の総合的な取組の推進

- ・保健・医療・福祉は、相互に密接に関わっており、医療連携体制の構築に当たっては、疾病の予防、特定健診・特定保健指導、各種の相談、治療、リハビリテーション、または介護サービス、保健福祉サービスが、切れ目なく連携して行われることが必要であり、関係者による様々な連絡会議等を通じて連携を強化し、地域包括ケアシステムの充実を図ります。

2 各関係機関・団体の役割・連携及び支援

(1) 福祉（介護）関係団体等

ア 「沖縄県社会福祉協議会」

- ・沖縄県社会福祉協議会は地域福祉を推進することを目的に、次の事業等を行う団体です。
 - 福祉に関する調査・広報活動
 - 市町村社会福祉協議会の支援
 - 社会福祉従事者の養成・研修
 - 生活福祉資金貸付事業
 - 福祉サービスの利用援助
 - ボランティア活動の推進
- ・県では、沖縄県社会福祉協議会の持つネットワークや専門性を活用し、高齢者・障害者・児童に対する各種事業を委託しています。
- ・沖縄県社会福祉協議会と連携し、お互いに支え合う暮らしやすい地域づくりを進めていきます。また、市町村社会福祉協議会については、当協議会との連携の下、支援を行っていきます。

イ 「沖縄県民生委員児童委員協議会」

- ・多様化する高齢者福祉ニーズにきめ細かく対応するためには、住民の側にたち、住民が安心して暮らせるような支援を行う民生委員・児童委員の役割が重要となっています。そのため、

沖縄県民生委員児童委員協議会との連携に努めていきます。

ウ 「沖縄県老人クラブ連合会」

- 健康・生きがいづくり事業、レクリエーション等による交流事業のほか、友愛訪問活動等の社会貢献事業についての取組も行われており、その活動及び役割が今後ますます期待されることから、引き続き連携を強化し、支援をしていきます。

エ 「介護サービス事業者の団体」

- 本県において組織されている介護サービス事業者の団体は下表のとおりですが、それぞれ団体ごとに、サービスの質の向上のための取組や情報提供、連絡調整等が行われています。
- 介護サービスの質の向上のためには、県と各団体が連携して研修会の開催、情報交換等を行っていくのが有効であるので、各団体の活動が充実するよう支援し、各事業者がよりよいサービスを提供できるよう図るとともに、各事業者が活動しやすい環境づくりに努めていきます。
- さらに、団体を組織していない業種については、今後、組織化できるよう立ち上げを支援していきます。

[図表 4-2-2-(1)-④ 本県の介護サービス事業者団体]

団体の名称	サービスの種類
	沖縄県訪問看護ステーション連絡協議会
沖縄県デイ・ケア連絡協議会	通所リハビリテーション
沖縄県グループホーム連絡会	認知症対応型共同生活介護
沖縄県福祉用具事業者連絡協議会	福祉用具貸与
沖縄県老人福祉施設協議会	介護老人福祉施設
沖縄県老人保健施設協議会	介護老人保健施設
沖縄県療養病床協会	介護療養型医療施設
沖縄県小規模多機能型居宅介護事業所連絡会	小規模多機能型居宅介護

オ 「沖縄県介護支援専門員協会」

- 介護支援専門員の資質向上のためには、県と協会が連携して研修会の開催、情報交換等を行っていくことが有効であるので、協会の活動を支援し、介護支援専門員の資質向上を図るとともに、介護支援専門員が活動しやすい環境づくりに努めていきます。

カ 「その他の福祉団体等」

- 多様化する高齢者の福祉（介護）ニーズへの適切な対応や権利擁護など高齢者の自立支援の促進を図るため介護福祉士会及び社会福祉士会、沖縄県地域包括・在宅介護支援センター協議会との連携強化に努めていきます。また、高齢者施策の推進には、その他の関係団体との連携も必要になってくることから、沖縄県弁護士会や家族会等との連携を進めていきます。

(2) 保健・医療関係団体

ア 「沖縄県医師会」

- ・ 住み慣れた地域で療養を行いたいと考える高齢者のニーズに応えるため、地域において在宅医療に対応できる体制の充実が求められています。
- ・ また、介護保険制度における要介護認定では、主治医の意見が重要な意味を持つことから、介護保険制度の効果的な実施や充実を図るため、連携強化に努めていきます。

イ 「沖縄県歯科医師会」

- ・ 高齢社会に対応した在宅歯科診療体制を整備することによる高齢者のQOL向上や歯科保健対策を積極的に推進するため、連携強化に努めていきます。

ウ 「沖縄県看護協会」

- ・ 高齢化の進展に伴い在宅療養者の自立支援やQOL向上を図るには、保健師・看護師等の看護職員の果たすべき役割は極めて大きなものがあることから、連携強化に努めていきます。

エ 「沖縄県栄養士会」

- ・ 生活習慣病等の疾病を予防し、健康増進を図るため、栄養改善等に対する食事管理、栄養管理が効果的に実施されるよう、連携強化に努めていきます。

オ 「沖縄県理学療法士、沖縄県作業療法士会、沖縄県言語聴覚士会」

- ・ 高齢化の進展に伴い、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の業務は、高齢者の介護予防や身体機能の回復などの観点から、その果たす役割はますます重要になっており、地域において適切なリハビリテーションの提供がなされるよう、連携強化に努めていきます。

カ 「その他の保健・医療団体等」

- ・ その他の保健・医療団体とも、地域包括ケアシステムの充実や高齢者福祉施策の推進のため連携に努めていきます。

(3) 地域において福祉活動等を行う団体

- ・ NPO、ボランティア団体など福祉活動を展開している民間団体等は、高齢者の多様なニーズに対して柔軟にかつきめ細かに対応できることに加え、新たな交流の場の形成や新しいサービス領域の開拓をしていくなど、その果たす役割はますます重要になっています。
- ・ 地域において民間の団体が行う事業を支援するために、①在宅福祉等の普及・向上、②健康・生きがいのづくりの推進、③ボランティア活動の活発化に資する事業に対し、助成を行っていきます。

